



平成 25 年 10 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社パシフィックネット
代表者名 代表取締役 上田 満弘
(コード番号 3021 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役
コーポレートセンター長
菅谷 泰久
(電話番号 03-5730-1442)

会 社 名 株式会社リッチモンド
代表者名 代表取締役 上田 満弘

主要株主である筆頭株主の異動（予定）及び株式会社リッチモンドによる 当社株式（証券コード 3021）の取得に関するお知らせ

平成 25 年 10 月 15 日付で当社の主要株主である筆頭株主に下記のとおり異動が生じる予定となりましたので、お知らせいたします。

また、株式会社リッチモンドは、当社株式を別添のとおり取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

本資料は、株式会社パシフィックネットによる有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、株式会社リッチモンド（株式取得者）が当社（本買集め行為の対象会社）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて行う公表を兼ねております。

記

1. 異動が生じる経緯

当社の主要株主である筆頭株主の上田満弘（当社代表取締役）より、平成 25 年 10 月 15 日の東京証券取引所における市場内立会外取引（ToSTNeT）において、保有する当社株式を株式会社リッチモンドに売却する予定である旨の報告を受けました。これにより、当社の主要株主である筆頭株主の異動が生じることになります。なお、株式会社リッチモンドは、当社代表取締役である上田満弘及びその親族が株式を保有する資産管理会社であるとの報告を受けております。

2. 異動する株主の概要

（1）主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

①氏 名	上田 満弘
②住 所	東京都大田区
③当社との関係	代表取締役

(2) 新たに主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

①名 称	株式会社リッチモンド
②所 在 地	東京都大田区
③代表者の役職・氏名	代表取締役 上田 満弘
④事 業 内 容	・ 不動産の売却・交換・賃貸借・鑑定及びそれらの仲介並びにそれらのコンサルタント業務 ・ 有価証券の運用、投資、売買、保有
⑤資 本 金	10 百万円

3. 当該主要株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 上田 満弘

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 25 年 10 月 11 日現在)	14,850 個 (1,485,000 株)	57.40%	第 1 位
異動後 (平成 25 年 10 月 15 日予定)	6,850 個 (685,000 株)	26.48%	第 2 位

(2) 株式会社リッチモンド

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 25 年 10 月 11 日現在)	一個 (一株)	—%	—
異動後 (平成 25 年 10 月 15 日予定)	8,000 個 (800,000 株)	30.92%	第 1 位

(注) 1. 総株主の議決権の数に対する割合は、平成 25 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数 2,587,500 株から議決権を有しない株式数 500 株を控除した総株主の議決権の数 25,870 個を基準に算出しております。

2. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

3. 異動前後の大株主順位につきましては、平成 25 年 8 月 31 日現在の株主名簿の順位（自己株式を除く）に基づき当社において想定したものです。

4. 異動予定年月日

平成 25 年 10 月 15 日

5. 今後の見通し

株式会社リッチモンドは、当社代表取締役である上田満弘及びその親族が株式を保有する資産管理会社であり、安定株主として長期保有する予定である旨の報告を受けております。

なお、本件異動による当社の経営体制及び業績等への影響はありません。

また、株式会社リッチモンドは資産管理会社であるため、当社の「その他の関係会社」には該当いたしません。

以上

別添

平成 25 年 10 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社リッチモンド
代表者名 代表取締役 上田 満弘
問合せ先 株式会社パシフィックネット
常務取締役
コーポレートセンター長
菅谷 泰久
(電話番号 03-5730-1442)

株式の取得に関するお知らせ

当社は、長期安定保有を目的として株式会社パシフィックネットの株式の取得について本日決定し、平成 25 年 10 月 15 日付で本件取得を行う予定であります。

なお、本件取得は金融商品取引法第 167 条第 1 項及び同法施行令第 31 条に規定する「公開買付に準ずる行為として政令で定める買集め行為」に該当いたしますので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

記

取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1. 銘柄コード | 3021 |
| 2. 銘柄名 | 株式会社パシフィックネット |
| 3. 取得株式数 | 800,000 株 |
| 4. 総株主の議決権の数に対する割合 | 30.92% |

以上